

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第538号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（行情）答申第475号）

事件名：統合幕僚長指令一覧の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「統合幕僚長指令」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条）の一覧（期間は2015年1～12月末）。 *電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「統合幕僚長指令一覧」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月7日付け防官文第3850号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、紙媒体の特定等を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。別紙1（本答申では省略。））である。

そこで紙媒体が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年3月7日付け防官文第3850号により開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求める

が、本件対象文書の紙媒体については必要ないとの判断から保有しておらず、原処分に当たり行った探索及び本件異議申立てを受け確実に期するために行った再度の探索においても、本件対象文書の紙媒体の存在は確認できなかった。

- (2) 異議申立人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、上記(1)のとおり紙媒体は保有していない。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年10月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、開示する決定（原処分）を行った。これに対して異議申立人は、紙媒体の特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の紙媒体の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の紙媒体の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の作成方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書については、表計算ソフトで電磁的記録として作成したものであるとのことであった。
- (2) そこで、当審査会において、本件対象文書を印字したものを確認したところ、本件対象文書は、表計算ソフトにより作成されたものであって、発簡した文書の発簡番号、文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されているものであることが認められた。
- (3) このような本件文書の性質に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、

本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。
(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子